

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－801	承認日	2014.6.1	1/1
初期研修医給与規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第1条 この規程は、(公社)石川勤労者医療協会の病院・診療所で初期研修をおこなう医師の給与および一時金とその支給方法について定めたものである。
 初期研修をおこなう医師とは、卒後2年間とする。
 就業規則については石川勤労者医療協会就業規則を適用する。

第2条 この規程で給与とは次のものをいう。

1. 基本給
2. 研修勤務給（研修手当・医師超過勤務手当）
3. 住宅手当
4. 日当直手当
5. その他 当法人賃金規定による通勤手当・扶養手当など

第3条 第2条にもとづき基準は次のとおりとする。

基本給	1年目	249,900円		
	2年目	275,400円		
研修勤務給	1年目	50,000円	2年目	100,000円
住宅手当	当法人賃金規定17項(2)			
日当直手当	当法人賃金規定20項			
通勤手当	当法人賃金規定22項			
扶養手当	当法人賃金規定17項(1)			

第4条 給与の締切起算日は毎月1日～月末とし、給与は毎月28日に研修医が指定の口座に振り込むものとする。

第5条 一時金の支給基準は以下のとおりとする。
 年間基本給の3ヶ月とする。

第6条 一時金の支給日は夏は7月10日、冬12月10日とする。

第6条の2 欠勤および休職期間は一時金支給の在職期間から除くものとし、一時金総額から除き1/183を差し引くものとする。

第7条 この規程の改廃は(社)石川勤労者医療協会理事長を以ておこなう。

付則この規程は、2004年4月より実施する。

2014年6月 一部改訂